

下松市建築物等における木材の利用促進に関する基本方針

平成25年3月26日 策定

令和5年10月1日 全部改正

下松市木材利用促進基本方針（平成25年3月26日策定）の全部を改正する。

第1 趣旨

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、山口県が公表した建築物等における木材の利用促進に関する基本方針（令和4年3月策定）に即して策定するものであり、市内あるいは県内の森林から産出された木材（以下「地域材」という。）の利用促進を図るため、市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物等における木材の利用目標、その他建築物等における木材の利用の促進に必要な事項を定める。

第2 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、その役割に関する市民の理解を深める。

1 木材利用そのものの効果

市が率先して木材を利用することにより、木材の需要が創出されることのほか、木と触れあい、木の良さを実感する機会、木材の特性及び木材利用がもたらす効果を市民に対して幅広く提供することができる。また、木材利用の取組状況、効果等を積極的に情報発信することで、住宅等の一般建築物における木材の利用を促進して、さらには、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料としての木材利用の拡大等といった波及効果も期待できる。

2 森林の整備、地域経済・雇用の面での効果

地域材の利用を促進していくことは、森林資源の循環利用（植える→育てる→伐採する→使う→植える）を通じた地域の森林の適正な整備につながり、脱炭素社会の実現、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化や雇用の創出等に大きく貢献することが期待できる。

第3 市が整備する公共建築物等における木材の利用目標

1 木造化の推進

市が整備する公共建築物等のうち、次の各号に掲げるものを除き、建築物の構造耐久上主要な部分（柱、梁、壁等）の全て又は一部に地域材を使った新築及び増改築（以下「木造化」という。）に努める。ただし、木造化が適さない場合にあっても、可能な限り建築物の内装及び外装の全て又は一部に地域材を使用（以下「木質化」という。）するように努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準等により、木造化をすることが適さない場合
- (2) 著しく費用を要する等、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- (3) 施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が適さない場合
- (4) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが適さない場合
- (5) その他、木造化することが適さない場合

2 木質化の推進

市が整備する公共建築物等においては、低層・高層にかかわらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる箇所や壁面の腰壁、床など、内装の木質化が適切と判断される部分については木質化に努める。

3 公共工事における木材利用の推進

市は、木材が利用可能な工種、工法において、耐久性などの求められる性能やコスト等を勘案し、可能な限り地域材の利用に努める。

第4 その他建築物等における木材の利用の促進に必要な事項

1 公共建築物の整備において考慮すべき事項

公共建築物等を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。また、公共建築物の計画、設計等の段階から建設コストのみならず、維持管理、解体、廃棄等のコストを含むライフサイクルコストの軽減を図るとともに、木材の利用による付加価値も考慮して、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

2 普及啓発に関する事項

市は、市民及び施設の来訪者に木の良さを十分に実感できるよう普及啓発に努める。

3 木材の利用を推進する上で必要な事項

市は、公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保する等木材の供給及び利用並びに森林の適正な整備の両立に努める。また、間伐材を利用した集成材や合板、無垢材等の建築用材への利用促進はもとより、建築用材に適さない間伐材においても、燃料利用等に供するため、利用手段やコスト等を勘案し、可能な限り木質バイオマス化を図る。

附 則

この基本方針は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和5年10月1日から施行する。